

# 公民館まつり

公民館講座で結成された自主サークルの1年間の集大成が公民館まつりです。自主サークル作品展示やステージイベント、バザー、出店など、内容盛りだくさん！

**北公民館**

日時 1月31日(土)9:00~16:00  
2月1日(日)9:00~15:00

■ステージ・ワークショップ

ステージ		
31日	10:10	苺田中学校吹奏楽部・各サークル
1日	10:10	東筑紫学園高等学校吹奏楽部・混声合唱・SY dance community with ゆあらぶ・和太鼓・ギター弾き語り こたろう・バナナ節保存会(バナナのたたき売り実演)
ワークショップ		
両日	9:00	フラワーアレンジメント・数秘術鑑定(10:00~14:00)
1日	9:00	バルーンアート



**中央公民館**

日時 2月14日(土)9:00~16:00  
2月15日(日)9:00~15:00

■ステージ・ワークショップ

ステージ		
14日	9:30	オカリナ・苺老連ボイトレ・神楽他
	13:00	苺田ウインドアンサンブル他
15日	10:00	ドリーム・MOKUMOCO 他
	12:30	DanceSchool+UP・CPC ダンス
ワークショップ		
両日	9:00	キャンドルすくい・リメイクアート
14日	10:00	お茶会(先着30名)
15日	9:00	耳つぼジュエリー・木工教室他



**小波瀬CC**

日時 2月21日(土)9:00~16:00  
2月22日(日)9:00~15:00

■ステージ・ワークショップ

ステージ		
21日	9:30	体操・気功・ヨガ・和楽器・ゴスペル・紙芝居・キッズチアダンス・バンド演奏
22日	10:00	バンド演奏・フラダンスなど
ワークショップ		
両日	10:00	ホイップデコレーション・ドライフラワー・チャーム、キーホルダー作りなど
21日	10:00	海賊似顔絵(無料)
22日	10:00	バルーンアート(無料・50個限定)



- 出店やキッチンカーは、土曜日限定や日曜日限定のものがあります。
- ワークショップは体験料として別途費用が必要です。



参加者募集!

# 公民館講座のお知らせ

ご確認を! 講座受講料は無料ですが、材料費等の費用は自己負担です(受付時前納)。飲み物は各自お持ちください。障がいなどにより支援が必要な方は事前にご連絡ください。託児希望の方は受付時にお申し付けください。

	講座名	詳細
小波瀬	ママのためのマインドフルネスヨガ(全3回) 子育てや家事などで忙しいママ世代。身体を緩め心の筋トレをし、日々の緊張を解放する時間にしましょう。	☎ 3月6・13・27日(毎回金) 10:00~11:30 ☎ 0歳~3歳のお子さんがある人※親子での参加も可 定 8人 持 動きやすい服装、ヨガマット、タオル、ボールペン 受 2月3日☎~
	春の訪れを感じよう♪春リース作り講座 色華やかなドライフラワーで春を感じられる木箱に入ったリースを制作しましょう♪	☎ 3月16日☎ 10:00~12:00 定 12人 費 材料代 2,300円 受 2月3日☎~
ひろば	にほんごひろば KANDA「ウクライナ料理講座」 『食から始めよう!国際交流』ウクライナ出身の方から本場のウクライナ料理を学びながら、国際交流しませんか?	☎ 3月5日☎ 10:00~13:00 場 中央公民館 定 20人 持 エプロン、三角巾、タオル、持ち帰り用容器 費 材料代 800円 受 2月4日☎~

申込み・問い合わせ  
申込みは受付初日9時から各公民館で行い、9時時点で定員超過の場合は抽選。9時30分時点で定員に達していない場合は、9時30分から電話受付。おさんが対象の講座は保護者がお申込みください。  
中央公民館 ☎ 093・436・0061 北公民館 ☎ 093・434・9000  
小波瀬CC ☎ 0930・23・1000 西部公民館 ☎ 0930・23・8100

## 20歳になったら国民年金に加入しましょう!

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の人は、年金制度に加入することが義務付けられています。20歳になったら、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きますので、ご確認ください。

- 【国民年金のポイント】**
- ◎老後を支える終身保険!  
「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。
  - ◎万が一の障害や遺族も保障!  
老後だけではなく、現役世代の保障も充実しています。病気や事故で障害が残ったときには障害年金、加入者が死亡した場合にはその加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻」や「子」)が遺族年金を受け取れます。
  - ◎国民年金保険料は全額控除!  
納めた保険料の全額が所得から控除されます。
  - ◎基礎年金の半分は国(税金)が負担!  
基礎年金の半分は国(税金)から支払われています。

**【免除・猶予制度のご案内】**  
年金保険料を納めなければ、年金を受け取ることはできません。保険料の支払いが困難なときは、免除や猶予の制度があります。未納のまま放置せずに、役場や年金事務所にご相談ください。詳しい手続き方法などは、町ホームページをご覧ください。

- 免除・納付猶予制度  
学生でない人で、本人・世帯主・配偶者の前年度所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が免除・猶予されます。猶予については所得要件に加えて、50歳未満の人が対象です。
- 学生納付特例制度(学生証の写しまたは在学証明書原本が必要)  
学生で、本人の前年度所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。
- 法定免除(年金証書や保護証明書が必要)  
障害年金や生活保護の生活扶助費を受け取っている人は、届出により保険料の全額が免除されます。

●問い合わせ/  
小倉南年金事務所 ☎ 093・471・8873  
保険健康課 ☎ 093・434・1848

